

輝くはくい感染症対策支援給付金Q&A (3.10.20)

(給付対象経費)

Q 1 自動車の購入などは給付の対象となりますか？

A 1 第3条で、汎用性が高いものは除くとししました。車両などコロナウイルスの影響がない場合でも必要なものは、今回の給付の対象外と考えています。また、パソコンなども同様と考えています。

様々な業種があり、事務局でも想定できないものもあると考えており、事前に事務局にご相談ください。

給付の対象外用途 ※あくまで一例となっています。	飲食に係る経費・人件費・旅費 福利厚生等に係る経費 汎用性の高いものとして、自動車などの車両・パソコン・電子複合機器など
-----------------------------	--

Q 2 自宅兼事業所となっていますが、給付の対象となりますか？

A 2 自宅を兼ねる場合でも、明確に専用の事業所が区分される場合については給付の対象となります。

Q 3 「他の補助金、助成金等と重複しない経費」とありますが、輝く羽咋活性化給付金も該当しますか？

A 3 事業全体で助成を受けたものは該当しません。石川県宿泊施設感染防止対策緊急支援事業補助金などの支援を受けている場合は、直接他の補助金や助成金などによる支援があるものと考えられるので、重複のないようお願いいたします。

(給付対象者)

Q 4 羽咋市民ではありませんが、羽咋市内に事業所がある個人事業主です。給付の対象になりますか？

A 4 今回の事業は、新型コロナウイルスの変異株等のまん延防止策でもあり、市民への感染を予防するためにも、市内に事業所があることを要件としています。

Q 5 大企業に該当する企業で、羽咋市内に事業所を有していますが、今回の給付金には該当しますか？

A 5 事業所の規模に関しては給付の可否要件としていません。

Q 6 農業（漁業・林業）をしています、今回の給付金は対象となりますか？

A 6 業種による給付の可否は行いません。ただし、個人事業者の場合、一年間の収入における事業収入の割合が50%以上の方を対象としています。

例：給与収入200万円＋事業収入100万円は非該当

（給付金の申請）

Q 7 申告を行っていないため、申告書の写しがありませんが、給付金は受給できますか？

A 7 事業の実体や継続性などからも給付の可否を判断したいため、適正な手続きを行ったうえで再度ご相談ください。

Q 8 確定申告書の写しに受付印がありません。どうすればよいですか？

A 8 個人の方であれば、税務課で該当年度の所得証明書、法人の方は、課税証明書を併せて提出してください。ただ、タイミングにより証明書が発行できない場合もありますので別途ご相談ください。

電子申告の場合や、税理士を介した申告についてはその限りではありません。

Q 9 支払いを証明する書類の写しはレシートでもいいですか？

A 9 原則として、申請者名の記載された領収を証明する書類をお願いします。

（給付金額等）

Q10 羽咋市内に複数の事業所を展開していますが、事業所の数だけ給付金が出ますか？

A10 A 1にもあるとおり、まん延防止策でもあることから市内にある事業所ごとに給付金を算出してください。

（その他）

Q11 この助成金は、課税対象ですか？

A11 はい。課税対象となりますので適切な申告をお願いします。

Q12 市役所の窓口で相談はできますか？

A12 市役所2階の商工観光課で対応しています。

Q & A 追加分

Q13 同一敷地内（連続した敷地を含む）にいくつか事業を行っています。それぞれを1事業所として助成金を算出できますか？

A13 原則として、同一敷地では1事業所としますが、別棟（玄関が別など）による別事業については、状況を確認の上判断したいと考えていますので、事前にご相談ください。